

長浜

1/15

Kouhou Nagahama 2019



一般競争入札により 市有地を売却します

☎公共施設マネジメント課 ☎65-17717

次の市有地を一般競争入札により売却します。

【入札日】 2月20日(水)

【申込み】

2月6日(水)までに申込書を
直接左記まで提出してください。

※申込書および案内書は担当
課、北部振興局地域振興課
または各支所に置いていま
す。また市ホームページか
らダウンロードすることも
できます。

※申込資格や売却条件等の詳
細については、市ホームペ
ージまたは担当課までお問
い合わせください。

問合せ・申込先

公共施設マネジメント課

〈本庁舎4階〉

☎65-17717



物件一覧

	所在地	地目	面積	最低売却価格
1	湖北町速水字北中瀬2956番	宅地	1,523.59㎡	46,620,000円
2	湖北町速水字北中瀬2962番	宅地	1,196.21㎡	34,570,000円

学校体育施設利用団体の 登録説明会を開催します

☎スポーツ振興課 ☎65-8787

学校教育活動に支障がない限り、小中学校の体育館等を一般に開放しています。4月以降の利用を希望する団体は、左記の日程で開催する説明会に必ず出席してください。

長浜・浅井・びわ地区

【とき】 1月21日(月) 19時30分

【ところ】 市役所本庁舎1階 多目的ルーム

※西口からお入りください。

虎姫・湖北・高月・木之本・西浅井地区

【とき】 1月22日(火) 19時30分

【ところ】 高月まちづくりセンター(高月町渡岸寺)

※学校体育施設の利用には、使用団体の登録・更新申請が必要です。

※説明会は1時間程度です。対象学区内で利用日の調整を行いますので、各団体から必ず1人は出席してください。

※自治会の運動会等のイベントで、年に1回程度しか使用しない場合は、直接学校へお申し込みください。

利用時の負担金(1時間あたり)

体育館(平面)200円、柔道・剣道場100円、グラウンド無料(ナイター設備別料金)

要介護認定を受けている人も 障害者控除が受けられます

☎高齢福祉介護課 ☎65-7789

介護保険の要介護認定を受けている人やその人を扶養している人で、次の要件を満たしている人は、確定申告で障害者控除を受けることができます。

【認定要件】

平成30年12月31日現在、介護認定を受けており、次のいずれかに該当する人

○介護保険認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ、ⅣまたはMと判定されていること。

○介護保険認定調査票の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がBまたはCと判定されており、かつ、6か月以上寝たきり状態であるとみなされること。

※控除を受けるには、「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、左記窓口へ申請してください。

申請窓口

高齢福祉介護課(本庁舎1階)、北部振興局福祉

生活課、各支所

認定書に関する問合せ

高齢福祉介護課(本庁舎1階)

☎65-7789

税の控除に関する問合せ

税務課(本庁舎1階)

☎65-6524



計画案に意見を募集します

☎スポーツ振興課 ☎65-8787

スポーツ振興の指針となる「長浜市スポーツ推進計画」の中間見直しを行っています。計画の素案をとりまとめましたので、皆さんからの意見を募集します。

【募集期間】

1月22日(火)～2月20日(水)必着

【閲覧場所】

担当課、市政情報コーナー(本庁舎1階)、北部振興局、各支所、市ホームページ

【提出方法】

任意の様式に①住所②氏名③電話番号を明記し、直接、郵送、FAXまたはメールのいずれかで担当課まで提出してください。

問合せ・提出先

スポーツ振興課(本庁舎3階)

〒526-8501

長浜市八幡東町632

☎65-8787

☎65-6571

✉sposhin@city.nagahama.lg.jp



無料法律相談会のお知らせ

☎環境保全課 消費生活相談室 ☎65-6567

京都産業大学法律相談部による無料法律相談会を開催します。※弁護士資格を持つ教授が同席します。

【対象・条件】

市内在住の人・1人1時間

【とき】

3月5日(火)10時～16時

【ところ】

市役所本庁舎1階 多目的ルーム1

【定員】 6人(先着順)

【相談料】 無料

【申込み】

1月15日(火)から2月19日(火)までに電話で担当課までお申し込みください。

※刑事事件や税務関係など内容によってはお受けできない場合があります。

問合せ・申込先

環境保全課 消費生活相談室

(本庁舎1階)

☎65-6567

女性の活躍 夢をカタチにしよう スタートアップセミナー「フLOORアップセミナー」を開催します

☎人権施策推進課 ☎65-6560

自分の好きなことや特技を活かして事業や活動をしている女性を対象としたセミナーです。講座を通して、事業や活動のブラッシュアップや、見直しをしましょう。お子さん同伴での受講も可能です。

【日程・内容】 全6回、詳細下記

※単発・連続受講どちらも可能

【時間】 10時～11時30分

【ところ】 子育て応援カフェ

LOCO(八幡中山町)

【対象】 ご自身で事業、活動を

されている女性

【定員】 15人(先着順)

【参加費】 無料

【託児】 託児施設隣接(有料)

【主催】 長浜市パートナーシップ推進協議会

問合せ・申込先

子育て支援カフェLOCO

☎080-6180-6050

LINE@:naj8040k

※詳しくは、子育て
応援カフェLOCO
のホームページ
をご確認ください。



開催日	内容	講師
2月4日(月)	Instagramをはじめよう	(株)いと代表取締役、 Facebook#起業女子地域担当トレーナー
2月18日(月)	フェイスブック Facebookページの投稿の見直し	山崎 いずみ 氏
2月25日(月)	LINE@でつながるファンの作り方	コミュニケーション・プランニングchocomaka代表 廣瀬 香織 氏
3月4日(月)	ファン・リピーターを作るために大切なこと	Office tomeキャリアコンサルタント 矢倉 由美子 氏
3月11日(月)	起業することより、続けることがより大事。原点に立ち返り、しっかり目的を捉えていこう	キャリアコンサルタント・ファイナンシャルプランナー 山下 弓 氏
3月18日(月)	事業継続のためのモチベーション	(株)いるあわせ 北川 雄士 氏

市県民税と所得税の申告はお早めに

所得税の確定申告書は国税庁ホームページでも作成できます

税務課 ☎65-6524

申告受付会場		申告受付日(土日を除く)	受付上限人数(人)
本 庁	1階：多目的ルーム	2月18日(月)～3月15日(金)	60人
高 月 支 所	3階：会議室	2月18日(月)～3月15日(金)	40人
び わ 支 所	2階：サークル活動室	2月21日(木)・2月22日(金)	60人
湖 北 支 所	2階：会議室	2月26日(火)・2月27日(水)	60人
虎 姫 支 所	1階：会議室	2月28日(木)・3月1日(金)	60人
余 呉 支 所	1階：会議室	3月5日(火)・3月6日(水)	60人
西 浅 井 支 所	2階：視聴覚室	3月7日(木)・3月8日(金)	60人
浅 井 支 所	3階：大会議室	3月11日(月)・3月12日(火)	80人
北部振興局	改修工事のため、申告受付会場を設置しておりません。		

受付時間 8時30分～11時、13時～16時 (土日を除きます)

※各会場とも初日は大変な混雑が予想されます。

申告者が集中した場合は、受付時間内でも受付を終了させていただきます。

※申告等の受付は、上記会場でのみ受け付けます。

※各施設の開錠は、午前8時以降です。

受付は2月18日(月)～3月15日(金)

平成31年度の市県民税の申告と、平成30年分の所得税の確定申告を受け付けます。申告受付は、本庁と高月支所を主会場とします。各会場とも混雑が予想され、長時間お待ちいただくことがあります。申告者が集中した場合には、受付時間内でも受付を終了させていただきますのでご了承ください。

なお、所得税の確定申告書は国税庁ホームページでも作成できます。申告会場で長時間待つことなく、自宅等で簡単に作成できますので、是非ご利用ください。

申告会場では、申告する所得や控除の有無などを所定の受付確認票に記入してもらい、記入ができた人から受付を行います。申告の内容によっては、長浜税務署での申告が必要な場合があります。

所得税の申告が必要な人

- サラリーマンの人で、次のいずれかに該当する人
 - ① 給与以外の所得(退職所得を除く)が、20万円を超える人
 - ② 2か所以上から給与を受けている人
 - ③ 平成30年中の給与収入が2千万円を超える人
- 農業所得、不動産所得および雑所得などがある人で、平成30年中の所得の合計が各種控除の合計額よりも多い人

市県民税の申告が必要な人

- 平成31年1月1日に市内に居住し、平成30年中に所得があった人
- 国民健康保険に加入している人(収入が無くても申告が必要)
- 遺族年金や障害者年金等の非課税年金を受給している人

※所得税の申告をした人は、市県民税の申告は不要です。

◆申告受付内容

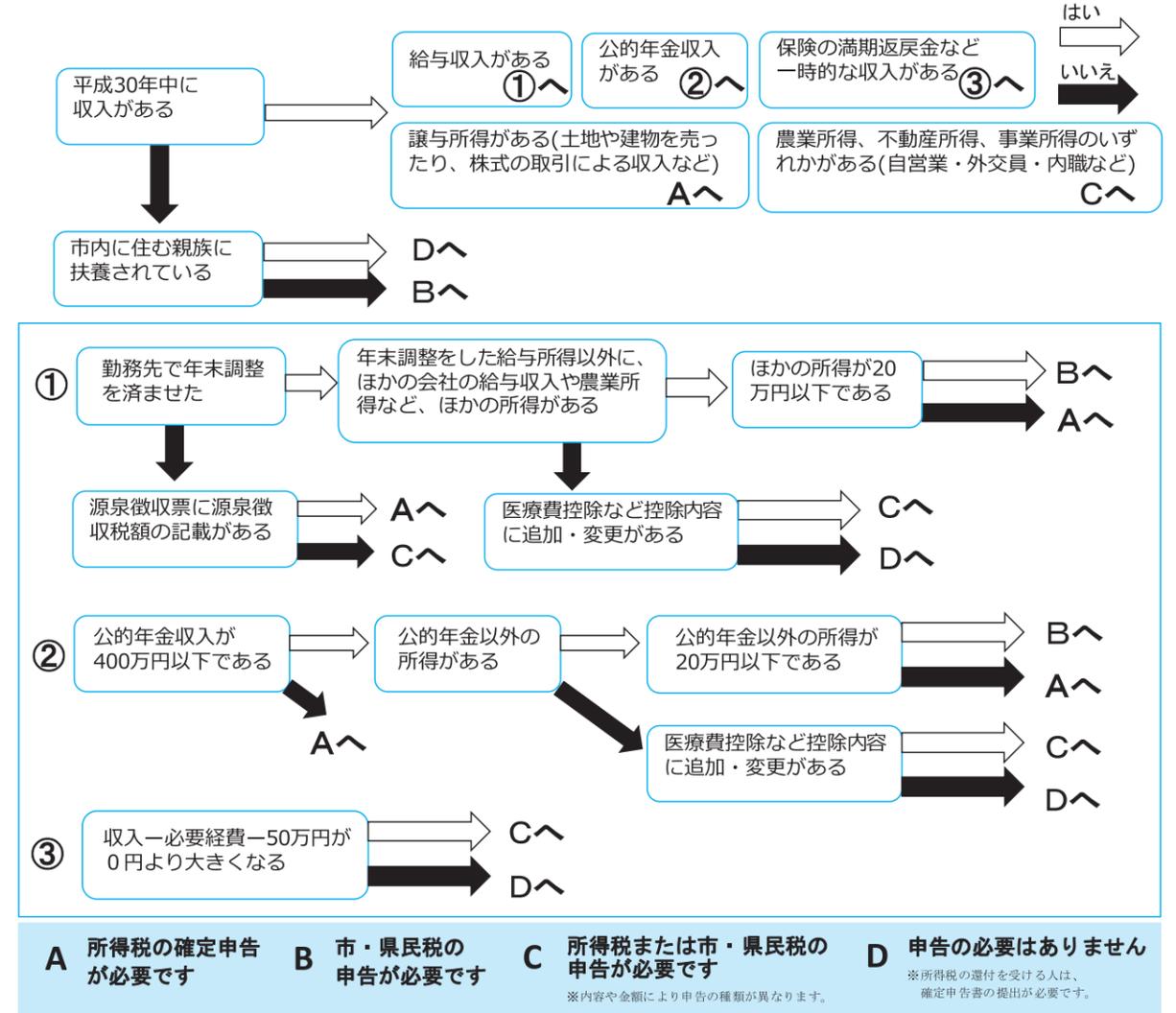
申告受付することができず、医療費控除や途中退職などの還付申告、公的年金等に関するものは、長浜税務署でお願いします。

※営業・不動産・配当・譲渡(株式含む)所得に関する申告・青色申告・雑損控除(台風被害等)・住宅取得等特別控除についての相談は、長浜税務署でお願いします。

長浜税務署 ☎6216144

始めにチェック！私は申告が必要ですか？

平成31年1月1日現在、市内に住所のある人が対象です。



◆申告に必要なもの

- ① 申告書・市税務課または税務署から送付された書類
- ② 印鑑
- ③ マイナンバーカード、個人番号通知カード、個人番号記載の住民票のうち1つ
- ④ 本人確認書類(運転免許証など) ※マイナンバーカードをお持ちいただいた場合は必要ありません。
- ⑤ 源泉徴収票または給与支払証明書(原本)
- ⑥ 公的年金などの源泉徴収票(原本)
- ⑦ 事業所得(農業所得を含む)や不動産所得などがある人は、「**収支内訳書**」の添付が必要です。所得の収支計算を行い、書類を作成してお越してください。(作成できていない場合は受付できません)
- ⑧ 配偶者特別控除を受けようとする人は、配偶者の源泉徴収票など所得の分かる書類
- ⑨ 生命保険などの各種支払証明書(原本)
- ⑩ 国民年金保険料支払証明書または領収書(原本)

◆次に該当する人は持ち物を確認ください

- ① 平成30年中に国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納めた人は、1月中旬に市税務課が送付する「**社会保険料確認書**」(申告用)をお持ちください。
- ② 医療費控除を申告する人は、「**医療費控除の明細書**」の添付が必要です。平成30年中に支払われた医療費等の総額を必ず事前に計算し、「**医療費控除の明細書**」を作成してから申告にお越しください。明細書は、税務署や市役所税務課、北部振興局・各支所に配置しています。明細書がない場合は、申告会場で明細書を作成していただいた後、申告受付となります。(作成されない場合は受付できません)

◆市ホームページで市県民税申告書が作成できます。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



※文書料・差額ベッド料金・インフルエンザの予防接種費用など、医療費控除の対象にならない経費があります。

※医療費控除の明細書は、市ホームページ上の計算シートで作成することもできます。

▼高齢者虐待の種類

身体的虐待	叩く、つねる、殴る、蹴る、物を投げ、自分で動くことを制限する
介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)	食事や入浴・排せつなどの世話をしない、必要な介護や医療を制限するなど
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、嘲笑する、故意に無視をするなど
性的虐待	おむつや下着を外したまま放置する、同意のない性的接触など
経済的虐待	必要な金銭を渡さない、使わせない、本人の意思や利益に反して預貯金を使うなど

【高齢者や家族が抱えること】
虐待を予防するために
高齢者や家族だけで抱え込まず、早めに地域包括支援センターやケアマネジャーなどに相談し、上手に介護保険サービスなどの制度を利用しましょう。また、認知症を正しく理解し、早期発見、早期対応をしましょう。

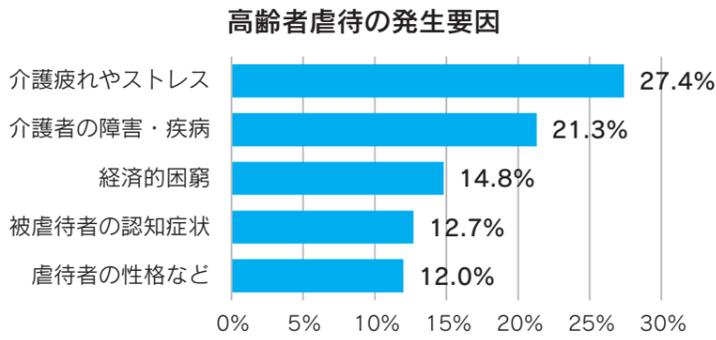
◆相談窓口連絡先

相談場所	電話番号	担当区域
南長浜地域包括支援センター	☎65-8352	長浜、六荘、西黒田、神田
神照郷里地域包括支援センター	☎65-8267	神照、南郷里、北郷里
浅井びわ虎姫地域包括支援センター	☎73-2653	浅井、びわ虎姫
湖北高月地域包括支援センター	☎85-5702	湖北、高月
木之本余呉西浅井地域包括支援センター	☎82-3570	木之本、余呉、西浅井
高齢福祉介護課	☎65-7841	市内全域



▲観察会の様子

なぜ高齢者虐待が起こるの？
虐待が起こる要因のひとつに介護者の心身の疲労や孤立があります。その他に、経済問題、家族関係などさまざまな要因が重なり起こっていることも多くあります。また、虐待を受けている高齢者の多くに認知症があると言われていています。
虐待を受けていても、高齢者、家族等に自覚がない場合や自覚をしても高齢者自身がSOSを出せないこともあります。地域で見守り、サインに気づくことが早期発見につながります。



出典 厚生労働省「平成28年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」

【地域の人ができること】
高齢者や介護者、家族が地域社会から孤立しないよう、地域の人々との支えあいを大切にしましょう。あいさつなど日常的な声かけや、介護をしている家族の話を聞くなど、日常のちょっとした気遣いで温かく見守りましょう。
「困った時にはお互いさま」の関係が、虐待のない誰もが住みよいまちづくりにつながります。
「もしかして…」と思ったら迷わずにご相談を。
※相談者の秘密は厳守します。

【参加費】 大人(高校生以上)200円
子ども100円(市内小中学生無料)
※申込みは不要です。
※少雨決行、荒天の場合は中止します。当日の7時までに野鳥センターホームページでお知らせします。
【持ち物】 防寒具、筆記用具、雨具、お持ちの人は双眼鏡、図鑑
※貸出用の双眼鏡と図鑑は数に限りがあります。
【とき】 2月3日(日) 9時30分～12時30分(受付9時～)
【集合場所】 湖北野鳥センター(湖北町今西)
【内容】 湖畔での水鳥観察、ミニシンポジウムなど
水鳥を観察し、楽しみながらみんなでびわ湖の環境について考えましょう。

世界湿地の日記念 冬の水鳥観察会を開催します

☎湖北野鳥センター(☎79-1280)

知って防いご高齢者虐待

☎高齢福祉介護課(☎65-7841)

ほけん だより

長浜市保健センター(健康推進課)

小堀町32番地3(ながはまウエルセンター1階)
☎65-7751(子育て、成人の相談)
☎65-7759(保健予防事業について)
☎65-7779(その他)

保健センター高月分室(北部健康推進センター)

高月町渡岸寺160(高月支所西側)
☎85-6420

2月4日～10日は「滋賀県がんと向き合う週間」です

2人に1人はがんにかかる時代です。がんについて一緒に考えましょう。

○「がんを知ろう展示会」

【とき】 2月2日(土)～11日(月・祝) 10時～18時 ※木曜休館

【ところ】 高月図書館(高月町渡岸寺)

【内容】 関連図書や模型、パネル展示、景品付きクイズラリー(先着順)など

○がん検診を受けましょう

市では年間を通じ、医療機関で大腸がん検診と子宮頸がん、乳がん検診を行っています。大腸がん検診と子宮頸がん検診は各医療機関、乳がん検診は電話で下記担当課までお申し込みください。

※3月は予約が混み合いますので、なるべく早くお申し込みください。

☎健康推進課(☎65-7759)



長浜市健康づくり推進キャラクター「むびょうたん」 健診くん

湖北幼稚園の保育室の開放 時間変更のお知らせ

☎幼児課(☎65-8607)

昨年10月から地域の親子の活動・交流の場として、わかば幼稚園と湖北幼稚園の保育室を開放していますが、1月から湖北幼稚園の開放時間を変更し、2園とも左記の曜日・時間の開放となります。

【施設名】 わかば幼稚園(八幡東町)

湖北幼稚園(湖北町速水)

【とき】 2園とも、毎週火・水・木曜日の、9時30分～12時30分

※園行事等で変更がある場合がありますので、詳細については各園にお問い合わせください。

【対象】 市内在住の未就園児と保護者

【その他】

○開放は3月28日(木)までです。

○利用は登録制です。初回利用時に各園で登録をしてください。

○週1回子育て専門相談も実施しています。

問合せ

わかば幼稚園

☎6213495

湖北幼稚園

☎7812003



書き損じハガキの回収に「協力ください」

☎長浜ユネスコ協会事務局(☎65-6550)

長浜ユネスコ協会(公社)日本ユネスコ協会連盟では、皆さんが書き損じた年賀状などを集めて、戦争や貧困などで教育の機会に恵まれない世界中の人々に「学びの機会」を「寺子屋」を拡げます。この活動は、今年で30年目を迎えています。現在は主にカンボジア、アフガニスタン、ネパール、ミャンマーへの支援を行っています。62円のハガキ1枚で57円の募金となり、ネパールでは鉛筆7本が買え、11枚の書き損じハガキで1人が1か月学校に通える支援になります。

【回収場所】 市役所本庁(東口・南口)・北部振興局・各支所、まちづくりセンター、図書館等

【期限】 2月1日(金)

【対象】 ①未投函の書き損じハガキ

②切手・収入印紙未使用・使用済み

どちらでも可

③未使用テレフォンカード

※全て額面は問いません。

問合せ

長浜ユネスコ協会事務局
(生涯学習文化課内)

(本庁舎3階)

☎65-6552



すべての人に教育を

ユネスコ WORLD TEACHERS MOVEMENT 30th ANNIVERSARY 世界教師の日運動30周年

市民活動センターだより

1月
平成31年
vol.34



ながはま

市民活動センター

問合せ

○ながはま市民活動センター
長浜市役所〈本庁舎3階〉
平日 8時30分～17時15分
〒526-8501 八幡東町632

○北部サテライトセンター
きのもと交遊館
水・日曜日 9時～21時
〒526-0425 木之本町木之本1118

☎ 65-6525
✉ katsudou@city.nagahama.lg.jp

市民活動に関する事務作業や打ち合わせなどにご利用ください!

TOPIC | 今月の情報コーナー

長浜ローカルフォトアカデミー
写真展開催

長浜ローカルフォトアカデミーは、市と写真家のMOTOKO(大嶋 素子)氏、カメラメーカーのオリンパスがタッグを組み、平成28年から開講している写真を使ったまちづくり人材育成講座。市内在住の30～50代の男女約10人のメンバーが、市内各地で地元の人と交流しながら撮影した写真を発信し、ローカル(地域)の魅力を伝える力を身につけていきました。

展示では、いきいきと輝く長浜の人たちにフォーカスをあてた、「人の魅力こそが地域の魅力」と伝わる写真がずらり。これまでの取組の集大成ともいえる作品を、ぜひご覧ください!

【と き】 3月17日(日)～24日(日)
10時～16時
【と ころ】 湖北観光情報センター
(元浜町)
○トークイベント
「写真とまちと商店街」
【と き】 3月20日(水)19時～21時
【と ころ】 曳山博物館伝承スタジオ
【ゲスト】 日下 慶太氏
(電通・コピーライター)
町おこしにつながる「商店

街ポスター展」のしかけ人。佐治敬三賞、グッドデザイン賞など受賞多数。
※すべて入場無料、申込不要。
問 市民活躍課 (☎65-8722)



▲去年の写真展の様子。メンバーの力作が勢ぞろいする

郷土料理で交流
湯田まち食堂オープン

風土の特性に合わせて継承されている郷土料理。長浜でも地域ごとに土地ならではの品があるものの、若い世代には縁遠い存在になっている側面もあります。
浅井湯田地域づくり協議会では、地域内に新興住宅地が増え核家族の流入も多いことから、食文化を通じて地域のつながりを深める機会にしようとして今年度「湯田まち食堂」を開催してきました。
毎回テーマを決め、地元の郷土料理

家を講師に招き、鯖そうめんの調理実演を見学したり、お節料理の現代風アレンジを一緒に作ったり。学びのあとは共に食事を楽しむ場に。子どもから高齢者が料理を囲み、会話に花を咲かせています。
今回のテーマはジビエ。イノシシやシカの肉は山々が近い地域ならではの冬のごちそう。市内の猟師さんとシシ鍋を囲みつつ、猟のことや近年の獣害の問題などについてお話いただく予定です。(食材の調達の都合で、鍋の具材が変わることがあります)

【と き】 2月16日(土)11時～14時
【と ころ】 湯田まちづくりセンター
(内保町)
【参加費】 800円(小学生以下200円)
【定 員】 20人(先着順)
問・申 浅井湯田地域づくり協議会
(☎74-1438)



▲12月はお節料理を現代風にアレンジ。一緒に調理し交流を深めた

こんな活動してます!

今町には、「花火陣屋」1基が大切に保管されています。花火陣屋とは花火の打ち上げ指令所のこと。明治期から戦前まで活用され、町内で花火が打ち上げられていたそうです。隣接する国友町ではもともと、江戸末期以降、鉄砲鍛冶の製造技術を応用し花火製造を行っていて、周辺集落にも花火を打ち上げる習わしが広まったとされます。今町の陣屋もその歴史の遺産となっています。

今町では昭和後期から町内の歴史文化を継承する歴史保存会があり、同会の取り組みを引き継ぐ形で、平成30年住民有志12人で「花火文化継紹会」を設立しました。

今年は、新しい元号に改まる年ということでこれを記念し、10月に装いも新たに陣屋を披露、また明治時代の製法を再現した花火を打ち上げる予定です。当時の人々が楽しんだ風景を、現代によみがえらせ後世に伝えていく、貴重な催しとなりそうです。

花火文化継紹会



問 代表 辻 藤吾さん(☎62-2376)

「広報ながはま」は、各自治会を通じてお届けすることを原則としていますが、市民交流センターや図書館、まちづくりセンターなど市の公共施設にも置いています。市ホームページ、スマホからもご覧いただけます。点字広報、声の広報を作成していますので、ご希望の方は市民広報課まで。

今月の表紙
今年雪吊りにひょうたんの頭飾りが付けられました。この地で初めて城持ち大名となった秀吉公のお城に負けず、旗印であつたひょうたんの威風堂々と見えました。(12月13日撮影)